

育児休業取得ガイド

◆男性が育児休業を取得し、育児経験をすることでこんなメリットが！！

幸福度UP！仕事の効率UP！夫婦円満に！

ママにとって家事・育児の負担DOWN！

◆育児休業について学ぼう

産後パパ育休とは？



- 子どもが生まれた後8週間以内に4週間（最大28日）まで取得できます
- 分割して2回取得できます
- 休業中に本人が希望し、会社が認めた場合に限り、一定時間働くことが可能です
- 原則 休業の2週間前までに総務部（本社の場合は人事部）に申出が必要です

育児休業制度とは？



- 原則 子どもが1歳になるまで、希望する期間、取得できます
- 分割して2回取得できます
- 配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中でも取得できます
- 原則 1か月前までに総務部（本社の場合は人事部）に申出が必要です

育児休業期間中の収入は？



- 当社独自の支援として最初の1ヶ月間は会社から給与（基本給等）が支給されます
- 給与支給期間のあとは雇用保険より「育児休業給付金」が支給されます
- 給付金は、休業開始から6か月間は賃金の67%、以降は賃金の50%相当額です
- 上限額301,902円（毎年8月改定）を超えた場合は、上限額が支給額になります

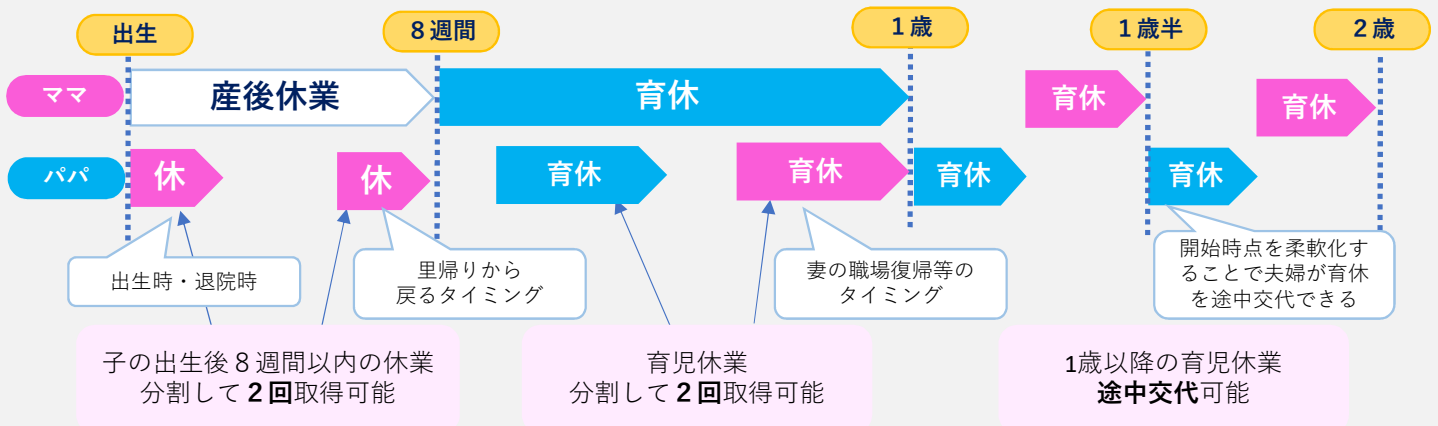
育児休業期間中は社会保険料はどうなるの？



- 月末が育児休業期間であるか同月内に14日間以上（就労日数除く）の育児休業を取得していると社会保険料が免除されます
- ※賞与にかかる社会保険料は、1か月を超える育児休業を取得していると免除されます

◆育児休業イメージ例

▶ ママとパパの育児休業が途切れないこと



◆育児休業等窓口

本社 人事部人事二課 Toa_ikuji@toa-const.co.jp

働くパパの子育て・介護両立支援制度

制度に関すること

お金に関すること

結婚

特別休暇

* 結婚時に連続した5日以内の休暇を付与

共済会

* 結婚祝金：20,000円（勤続2年未満）
30,000円（勤続2年以上）

労働組合

* 結婚祝金：10,000円

育児

配偶者出産時特別休暇

* 出産の前後3週間のうちで、3日以内の休暇を取得できます

産後パパ育児（出生時育児休業）

* 出生後8週間以内に4週間まで育児休業を分割して2回取得できます（分割して取得するときは、取得時にまとめて申請が必要です）

* 休業中の就業を希望し会社が合意した場合に限り休業中でも一定の時間働くことができます

【就業日数・就業時間上限あり】

- ①休業期間中の所定労働日数・所定労働時間が半分
- ②休業開始日と終了日に就業する場合、その日の就業が8時間未満

例：6/1～6/28（所定労働日数20日）に産後パパ育児を取得した場合

就業可能日数＝10日（休業期間の所定労働日数20日の半分）

就業可能時間＝80時間（20日×8時間＝160時間の半分）

6/1と6/28の就業可能時間＝7時間59分までが上限

育児休業

- * 子が1歳になるまで分割して2回取得できます（就労不可）
- * 配偶者が育児休業をしている場合1歳2か月に達するまで取得できます
- * 保育所に入所できない等の理由がある場合は1歳6か月（最大で2歳）まで延長できます
- * 延長時にパパママの育児休業が途切れなければ途中交代できます

社会保険料免除

* 一定の要件を満たすと育児休業中の社会保険料が免除されます

【要件】下記①または②であること

- ①末日が育児休業期間である
- ②同月内に14日以上（就労日除く）の育児休業期間である

※賞与分は、連続して1か月を超える育児休業期間が必要です

共済会

* 出産祝金：30,000円/1児

労働組合

* 出産祝金：5,000円/1児

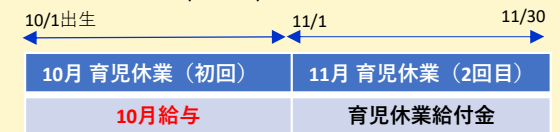
健康保険

* 家族出産育児一時金（家族）：原則420,000円
* 付加給付金（家族）：原則14,000円/子1人

会社独自の支給

* 最初の1ヶ月間は給与（基本給等）が支給されます
* 賞与・昇給計算上は出勤として取り扱います

例 育児休業を10/1～11/30の2ヶ月間取得



①給与が支給される期間は雇用保険から支給される給付金の対象になりません
67%相当額の給付金が支給される期間は11/1からです

②分割して育児休業を取得する場合は、通算で30日に達するまで支給されます

雇用保険

* 出生時育児休業給付金：給与の67%相当額
* 育児休業給付金：給与の67%相当額
(6か月以降は給与の50%相当額)
* 延長期間も育児休業給付金対象になります
* 給付金は2か月単位で申請し翌月以降の振込です

職場復帰

勤務時間に関する制度①（3歳まで）

- * 8時間以上の時間外勤務を免除できます
- * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

勤務時間に関する制度②（小学校入学前まで）

- * 1か月24時間以上の時間外勤務を免除できます
- * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

勤務時間を短縮した場合給与も短縮した時間分の支給になります

勤務時間に関する制度③（小学校3年生まで）

- * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

子の看護休暇（小学校6年まで）

病気やケガで看護が必要な時、予防接種・健康診断を受診するときに取得ができます

- * 勤続6か月以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方
- * 子ども1人：5日/年 2人以上：10日/年
(時間単位での取得もできます)

有給休暇の取得義務

毎年3月末までに5日間の取得が義務づけられています
(対象者：年10日以上の有給休暇が付与される方)



介護

介護休業

要介護状態にある家族を介護する場合に取得できる（条件有）
対象：配偶者、父母（養父母・配偶者の父母を含む）
子、祖父母、兄弟姉妹、孫

日数：家族一人ごとに休業開始日の翌日より通算して93日間取得可能
(回数制限無し)

共済会 ～介護負担補助（会員対象）～

* 10,000円（1ヶ月以内）、さらに10,000円（1ヶ月を超えて2ヶ月以内）
さらに10,000円（2ヶ月を超えて3ヶ月以内）

介護休暇

要介護状態にある家族を介護場合に介護休業とは別に取得できる（条件有）

* 対象となる家族が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は10日間を限度とする

* 時間単位での取得可能